

社会福祉法人瑞祥会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員、男性職員ともに継続して就労できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年3月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 男性職員の平均勤続年数を8年にする
女性職員の平均勤続年数を8年にする

（対策）

令和2年3月～令和7年3月31日

各施設において研修を充実させる。具体的には年間研修計画をたて実行する。

令和2年3月～

育児休暇及び介護休暇について職員に周知し、取得しやすい環境を整備する。対象者がいれば個別に説明し、事務手続き等を行う。育児休暇取得率100%を継続させる。

令和2年3月～

育児休業明け職員の短時間就業の推進により定着率の向上を図る。

令和2年3月～

人事考課制度を効果的に運用する。評価結果を一時金や昇格等に反映させる。